

別 添 3

独立行政法人科学技術振興機構における[]前監事の
個人業績勘案率について

平成18年2月14日
文 部 科 学 省
独立行政法人評価委員会
科学技術・学術分科会

独立行政法人 科学技術振興機構における[]前監事の個人業績勘案率については、独立行政法人 科学技術振興機構理事長が行った評価結果を参考として、当分科会において評価を行った結果、1.0とすることとする。(個人業績勘案率算出調書については別紙のとおり)

評価項目	水準					機構評定	評定	
	レベル0 (0.0)	レベル1 (0.5)	レベル2 (1.0)	レベル3 (1.5)	レベル4 (2.0)			
監査方針 設定と組織化活動	1 監事その1 年度の監査方針の設定	法人の全体方針と監査方針との関連性を正しく理解していなかった。	法人の全体方針と監査方針との関連性を正しく理解し、年度の監査方針を設定した。	年度の監査方針の設定に際して、監査の対象範囲や視点、監査結果の活用先などを考慮した。	年度の監査方針の設定に際して、従来の法人監査にはなかった新しい視点を導入した。	自ら主体的に設定に関わった監査方針が、他の独立行政法人監査に影響を与えて、モデルとなった。	1.0	1.0
	2 監事その2 年度の監査方針の関係者への周知徹底	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に対して自らが説明はしなかった。	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に対して自ら説明した。	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に対して説明して、理解を得た。	II法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長や理事層に正しく理解されるように啓蒙に務めた。	法人の監査方針やその背景にある考え方を理事長はじめ全職員に確実に浸透するように啓蒙に務めた。	1.0	1.0
	3 監事その3 月次会計報告の監査	会計月次報告の説明を受けたが特に目立ったコメントはしなかった。	会計月次報告に対してより第三者的な立場でコメントを行ったがフォローはしなかった。	会計月次報告結果に対して第三者的な立場でコメントを行い、そのフォローを行った。	会計月次報告結果に対しての第三者的な立場でのコメントをフォローしてそこから問題点を早期に把握した。	会計月次報告結果に対しての第三者的な立場でのコメントに基づいて問題点を解決し、再発防止をはかった。	1.0	1.0
	4 監事その4 理事長、理事の職務遂行調査	役員会・理事会の招集や決議の方法及びその内容に関する監査を行わなかった。	役員会・理事会の招集や決議の方法及びその内容に関する監査を行ったが、理事長や個々の理事の職務遂行に関する監査は行わなかった。	理事長や理事の職務遂行が、法令や理事会決議に適合しているかを定期的に監査した。	理事長や理事の職務遂行を違法性監査の観点に止まらず、国民にとって著しく不当な内容ではないかの適合性監査を行った。	理事長や理事の職務遂行結果を国民にとって著しく不当な内容ではないかの妥当性監査を行いその結果を自ら発表した。	1.0	1.0
	5 監事その5 事業所や関連団体など業務の実地監査	事業所や関連団体など法人業務の実地の場である現地に赴いてその業務遂行を監査しなかった。	実地監査を行ったが、その準備や事後報告は事務局が主に行っており、自ら踏み込んだ監査しなかった。	実施監査の対象設定の段階から自らが総合的な判断で臨み、計画を立案して、監査を行った。	実施監査を自ら総合的な判断で企画して、監査を行い、さらに関係者からの聴取だけでなく自ら実態調査を行った。	自ら実施調査を行った結果を、違法性、妥当性の観点から将来のリスクを考慮して理事長以下の理事層に勧告を行った。	1.0	1.0
	6 監事その6 法人の機関業績目標の内部評価の結果や過程に関する監査	法人の機関業績目標の内部評価に関しては結果報告を受けるだけで特にアクションをとらなかった。	法人の機関業績目標の内部評価の結果について、コメントはしたが、国民の視点からの第3者的な問題指摘や勧告までは行わなかった。	法人の機関業績目標の内部評価の結果について、国民の視点から客観的な問題指摘や改善勧告を行った。	法人の機関業績目標の内部評価の結果のみならず、その評価方式や運用実態まで踏み込んだ監査を行いその結果を理事長や理事層に勧告した。	法人の機関業績目標の内部評価に関する改善勧告を、理事長や理事層に対して行い、実際に改善に結びつけるように強い働きかけを行った。	1.0	1.0
合計点						6.0	6.0	
平均点						1.0	1.0	

個人業績調書

機関 独立行政法人科学技術振興機構

役職 監事

氏名 [REDACTED]

在職期間 平成15年10月1日～平成17年9月30日

(業績勘案率適用期間 :平成16年1月1日～平成17年9月30日)

独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的として設立された。

同人は、平成15年10月1日の独立行政法人科学技術振興機構設立に当たって、常勤監事に就任され、平成17年9月30日までの1期を在任した。

この間、同人は初代常勤監事として独立行政法人となった機構の監査業務の基盤形成等に尽力すると共に企業会計原則、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に則し公正かつ能率的、効果的な業務運営のために適正な監査を実施した。

平成16年1月から退任した平成17年9月30日までの同人の主な業績は次のとおりである。

1. 監査方針設定と組織化活動

○評価項目1（年度の監査方針の設定）

同人は監事就任依頼、機構の業務の適正かつ効率的な運営を確保するとともに、会計経理の適正を期するため各年度において監査方針及び計画を策定した。監査計画に関しては、予め年度計画の中で対象業務及び対象部署を設定した上で、平成15年度下期は24回、平成16年度は39回、平成17年度上期は17回を計画し、効果的に監査を実施した。常時監査として、理事会議や重要な会議への出席、重要な文書の回付、会計経理の重要な事項の報告及び各種業務に関する定期報告の回付による監査を行い、必要に応じて適切な助言を行った。また、定期監査として、決算及び現金・預金の監査、事業の実施状況及び業務実施現場の实地監査を的確に行い、問題点や改善事項等を指摘して監査所見を通知した。監査所見については、監査時に担当部室長に通知し、緊急性のある懸案については担当役員にも通知して対処を

促した。理事長に対しては、一ヵ月毎の監査に関して毎月の監査報告書として説明、通知し、経営判断に資するよう尽力した。年度毎には一年間の監査を纏めた監査所見を役員及び担当部室長に説明、通知を行った。

○評価項目2（年度の監査方針の関係者への周知徹底）

各年度における監査方針及び計画については、機構の理事長へ通知するとともに、意思決定機関である理事会議及び役員並びに部室長が出席する業務運営会議において説明、周知して監査実施の徹底を図った。

○評価項目3（月次会計報告の監査）

毎月経理部から会計検査院に提出する合計残高試算表等の報告を受け、必要な助言を行い経理処理の適正を図ることに努めた。

○評価項目4（理事長、理事の職務遂行監査）

理事会議や運営会議及び理事会議等の重要な会議へ出席して経営方針等組織全般について把握、事項が法令・規則等に遵守したものであるか判断し、事業遂行に係る公正な視点からの助言を行うとともに、重要な文書については回付を受けて俯瞰的な立場からの監査に尽力した。

○評価項目5（事業所や関連団体など業務の実地監査）

各年度に予め定期監査として実地監査を計画し、事業の実施状況及び業務実施現場である領域事務所等の実地監査、及び大学や研究機関の研究現場において、研究の進捗と成果の把握を行うとともに、現金管理、人事管理、物品管理の適正について実態を調査した。改善等の必要な項目には適切な監査所見を通知し、業務の改善と効率化に貢献した。

○評価項目6（法人の機関業績目標の内部評価の結果や過程に関する監査）

事業遂行に関しては機構の中期計画に基づいた計画の目標達成についての進捗を把握し必要な助言を行い、機構の自己評価に関しては第三者の視点からの指摘を行い、監査を確実に実行した。

以上のとおり、同人は在任中、効率的・能率的な業務運営を目指すべく的確な監査を実施するとともに、その結果を踏まえた業務改善、効率化など適切な助言を行い、機構の発展のために尽力してきたものであり、監事としての職責を充分発揮したと評価できる。このため、機構としては「1.0=概ね適切に業務を遂行した」と評定する。